

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **経過措置の検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中の金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）の制定並びに企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）（予想信用損失適用指針、金融商品会計基準及び金融商品実務指針をまとめて以下「金融商品会計基準等」という。）の改正における経過措置について検討することを目的としている。次項以降において、金融商品会計基準等の制定又は改正を合わせて、金融商品会計基準等の改正等という。

なお、適用時期については、別途、審議を行うこととしており、適用時期に関する審議によっては経過措置に関する提案を見直すことが考えられる。

## II. これまでの経緯

2. 第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日）及び第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日）において、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取を行った。その際、経過措置に関して、以下の意見が聞かれた。

(1) 実務負担の軽減に向けて検討頂いているものの、会計基準の改正により新たな実務負担が生じることは避けられないため、十分な準備期間や経過措置等を設けていただきたい。

3. ここで、前項の聞かれた意見を踏まえ、次項以降において、経過措置について事務局の分析及び提案を行う。

## III. ASBJ 事務局による分析及び提案

### 経過措置の検討

**(我が国における改正基準適用に関する原則的な取扱い)**

4. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更(企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及会計基準」という。))第5項は、適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた取扱いなど会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用すると定めている(過年度遡及会計基準第6項(1))。

**(改正金融商品会計基準等における経過措置の検討)**

5. ここで、改正金融商品会計基準等の適用初年度における経過措置について、ステップ2を採用した場合とステップ4を採用した場合に分けて検討を行う。

**ステップ2に関する経過措置の検討**

6. ステップ2については、国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指すという目的の下、IFRS第9号の定めを原則として取り入れつつ、例外として一部の項目については、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定めることとした。
7. このようにステップ2は国際的な会計基準との整合性を重視したものであることから、経過措置を検討するにあたっては、IFRS第9号の経過措置に関する定めをベンチマークとして検討を行うことが考えられる。

**(遡及適用に関する検討)**

8. IFRS第9号第7.2.17項は、金融資産の減損の適用について以下のとおり定めている。

項番	IFRS第9号の定め
7.2.17	企業は、セクション5.5における減損の要求事項をIAS第8号に従って遡及適用しなければならない。ただし、7.2.15項及び7.2.18項から7.2.20項の例外がある。

9. 前項に記載した定めで参照されているIFRS第9号第7.2.15項は、以下のとおり定めている。この定めは、遡及適用を求めない旨、及び遡及適用が可能なのは事後的判断を使用せずに可能な場合のみであるとしたうえで、遡及適用を行わない場合には、従前の帳簿価額と適用開始日を含む年次報告期間の期首時点の帳簿価額との差額を、適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高(又は、適切な場合には、

他の資本項目)に認識するとしている。

項番	IFRS 第9号の定め
7.2.15	7.2.1項の要求にかかわらず、本基準書の分類及び測定 of 要求事項（セクション5.4及び5.5における金融資産の償却原価測定及び減損に関する要求事項を含む）を適用する企業は、IFRS 第7号の第42L項から第420項に示す開示を提供しなければならないが、過去の期間を修正再表示する必要はない。当該企業が過去の期間を修正再表示することができるのは、事後的判断を使用せずに可能な場合だけである。過去の期間について修正再表示を行わない場合、企業は、従前の帳簿価額と適用開始日を含む年次報告期間の期首時点の帳簿価額との差額を、適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（又は、適切な場合には、他の資本項目）に認識しなければならない。しかし、過去の期間について修正再表示する場合には、修正再表示後の財務諸表には本基準書の要求事項のすべてを反映させなければならない。企業がIFRS 第9号の適用について選択したアプローチが、異なる要求事項について複数の適用開始日を生じさせる場合には、本項はそれぞれの適用開始日に適用される（7.2.2項参照）。これに該当するのは、例えば、企業が7.1.2項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する要求事項だけを、本基準書の他の要求事項を適用する前に早期適用することを選択する場合である。

なお、「IFRS 第7号の第42L項から第420項」は、IFRS 第9号の適用開始日を含む報告期間において求められる開示要求事項であり、これらの開示要求事項については、本資料の第30項から第35項において検討する。

10. IFRS 第9号が前項の経過措置を設けた理由に関して、IFRS 第9号は結論の根拠において以下のとおり説明している（IFRS 第9号 BC7.82項）。

項番	IFRS 第9号の結論の根拠
BC7.82	IFRS 第9号の要求事項の適用開始日において、経過措置では、必要な情報が事後的判断を用いずに利用可能である場合に、比較対象期間の修正再表示を認めているが、要求はしていない（BC7.34A項からBC7.34M項参照）。これは、2013年減損公開草案でも提案していた。過去の期間において全期間の予想信用損失の認識を要求すべきかどうかの決定のため、また、より一般的には、過去の期間の予想信用損失の測定の際に、事後的判断が用いられるリスクに対処するためである。これは企業がそれらの決定を行うために「過去を振り返る」ことをさせないことになる。

	<p>その代わりに、提案したモデルが適用開始となる期間の期首に、企業は、その日現在で提案したモデルに従ったものとなるように損失評価引当金を修正し、資本の期首の内訳項目を修正することになる。企業は、依然として、提案したモデルを（修正後の）遡及ベースで適用することになる。損失評価引当金の残高が当初の信用リスクに関する情報に基づいて決定されるからである（ただし、経過的な救済措置がある）。その結果、企業はやはり金融商品の当初認識以降の信用リスクの変動を評価して、新しい要求事項への移行時に、損失評価引当金を全期間と 12 か月のいずれの予想信用損失に等しい金額で測定すべきなのかを決定する。比較情報の修正再表示の禁止は、企業は新モデルの適用により生じた損失評価引当金の残高を、企業が提案を初めて適用する期間の期首から財務諸表に反映することしかできないことを意味することになる。</p>
--	--

11. ここで、遡及適用に関する経過措置の改正金融商品会計基準への取り込み方としては、次の 2 つが考えられる。

案 1: IFRS 第 9 号と同様の定めを設ける。

案 2: 一律遡及適用を禁止し、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

12. 前項の案 1 は、IFRS 第 9 号と同様、遡及適用を求めず、遡及適用が可能なのは事後的判断を使用せずに可能な場合のみとするものである。この場合、国際的な会計基準と整合的な取り扱いになると考えられる。
13. 一方、案 2 は、金融資産の減損については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であるとして、一律に遡及適用を禁止するものである。案 2 は、事後的判断が使用されているかどうかに関する作成者と監査人との間の検討に伴うコストを避けることができるというメリットがある一方、IFRS 第 9 号の結論の根拠で指摘されているとおり「企業は新モデルの適用により生じた損失評価引当金の残高を、企業が提案を初めて適用する期間の期首から財務諸表に反映することしかできないことを意味することになる。」というデメリットがある。
14. 案 1 及び案 2 はいずれも考えられるところであるが、金融資産の減損について事後的判断を使用しないことが困難であることを重視して、案 2 とすることが考えられるかどうか。

(SICR の判定に関する経過措置)

15. IFRS 第 9 号は、SICR の判定に関する経過措置として以下のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号
7. 2. 18	適用開始日現在で、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて、当該金融商品が当初認識された日（又はローン・コミットメント及び金融保証契約については、企業が 5. 5. 6 項に従って取消不能のコミットメントの当事者となった日）現在の信用リスクを決定し、それを本基準書の適用開始日現在の信用リスクと比較しなければならない。
7. 2. 19	当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定する際に、企業は以下を適用することができる。 (a) 5. 5. 10 項及び B5. 5. 22 項から B5. 5. 24 項の要求事項 (b) 期日経過が 30 日超である契約上の支払についての 5. 5. 11 項における反証可能な推定（企業が、減損の要求事項の適用を、当該金融商品についての当初認識以降の信用リスクの著しい増大を期日経過の情報に基づいて識別することによって行う場合）
7. 2. 20	適用開始日において、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合には、企業は、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならない（ただし、当該金融商品が報告日現在で信用リスクが低い場合は例外とし、その場合には 7. 2. 19 項(a)が適用される）。

なお、IFRS 第 9 号第 7. 2. 19 項が参照している第 5. 5. 10 項及び B5. 5. 22 項から B5. 5. 24 項の要求事項は、金融商品について信用リスクが低いと判断される場合に関する定めであり、具体的な定めについては別紙を参照されたい。

16. 改正金融商品会計基準等のステップ 2 においては、期末日において、債権、満期保有目的の債券、貸出コミットメント等及び金融保証契約（以下「債権等」という。）の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定することが求められる。この判定を行うためには、債権等の発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクを把握することが必要になると考えられる。
17. この点、債権等の発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクを遡って把握することについて、過大なコストや労力が必要となる場合があると考えられる。このた

め、SICRの判定に関する何等かの経過措置を設けることが必要と考えられる。

18. ここで、IFRS第9号第7.2.20項は、適用開始日において、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合には、当該金融商品が報告日現在で信用リスクが低い場合を除き、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならないと定めている。これは過大なコストや労力が必要となる場合に対する救済措置と考えられる。
19. 前項以外の経過措置についてさらに検討することも不可能ではないが、国際的な会計基準との整合性を考え、IFRS第9号第7.2.20項と同様の経過措置を改正金融商品会計基準等に設けることが考えられるかどうか。

**(分類及び測定に関する経過措置)**

20. IFRS第9号第7.2.11項は、実効金利法の遡及適用に関して以下のとおり定めている。

項番	IFRS第9号の定め
7.2.11	<p>企業が実効金利法を遡及適用することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合には、企業は次のように処理しなければならない。</p> <p>(a) 過去の期間を修正再表示する場合には、表示する各比較対象期間の末日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、当該金融資産の総額での帳簿価額又は当該金融負債の償却原価として扱う。</p> <p>(b) 適用開始日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、本基準書の適用開始日現在の当該金融資産の新たな総額での帳簿価額又は金融負債の新たな償却原価として扱う。</p>

21. 前項の定めを設けた理由について、IFRS第9号の結論の根拠では次のとおり説明されている。

項番	IFRS第9号の結論の根拠
BC7.14	<p>IASBは、企業がIAS第39号の実効金利法又は減損の要求事項を遡及適用することが、状況によっては実務上不可能であることを承知していた。そのプロセスは、特に、これまで公正価値で測定していたがIFRS第9号のアプローチに従って償却原価で測定する金融資産を多く有する企業にとって負担となる。当該資産の当初認識時と本基準書の適用開始日との間に、損失事象や戻入れが何回か発生しているかもしれない。IFRS第</p>

	<p>9号は、減損の要求事項の適用が実務上不可能であるか又は事後的判断の利用が必要となる場合には、企業が以前に算定した公正価値情報を用いて、比較対象期間において金融資産が減損したかどうかを判定するよう要求している。IFRS第9号は、新たな要求事項の適用開始日現在の公正価値を、当該金融資産の新しい償却原価の帳簿価額として扱うことも求めている。IASBは、適用開始日の公正価値を償却原価として扱うことを強制ではなく許容とするという提案を却下した。比較可能性が損なわれるとともに、そのような選択肢をどのような場合に認めるべきかについて、かなりのガイダンスが必要となるからである。(BC7.72項からBC7.81項は、新しい減損の要求事項への移行についてのIASBのその後の決定を記述している。)</p>
--	---

22. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）では、貸付金及び債券並びに満期保有投資について実効金利法による償却原価で測定されていたが、分類及び測定を全般的に見直したことに伴い、これまで公正価値で測定していたものが償却原価で測定することとなるケースが発生した。前項のとおり、本資料第 20 項に記載した経過措置が設けられた理由として、このようなケースに対応することが挙げられている。
23. この点、改正金融商品会計基準等で金融商品の分類及び測定を変更しているのは、貸付金、重要な金融要素を含む債権及び満期保有目的の債券について実効金利法による償却原価法を原則としたことが主な内容であり、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行における状況とは異なると考えられる。
24. また、貸付金、重要な金融要素を含む債権及び満期保有目的の債券について、適用開始日現在の時価を適用開始日現在の当該金融資産の新たな総額での帳簿価額として扱う場合、適用開始日時点の金利水準が適用開始日以後に適用される実効金利に影響することになり、償却原価と予想信用損失の貨幣の時間価値に直観的に合わない金利が使用される可能性があると考えられる。
25. 前項の分析を踏まえると、本資料第 20 項に記載した IFRS 第 9 号の経過措置を改正金融商品会計基準等に取り入れるのは必ずしも適切ではないと考えられる。このため、次項以降において改正金融商品会計基準等における主な変更点を踏まえた経過措置を検討する。
26. 改正金融商品会計基準等における主な変更点は、以下のとおりである。
  - (1) 貸付金代替性私募債を貸付金として取り扱うことによるその他有価証券または満期保有目的の債券から貸付金への分類変更及び関連する測定の変更

- (2) 債権等及び満期保有目的の債券に関する実効金利法による償却原価法の適用または実効金利法を遡及適用することが実務上不可能である場合の会計処理による測定の変更
  - (3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約、並びに金融保証契約の認識及び測定の変更
27. 前項の主な変更点のうち、遡及適用が実務上困難と考えられるのは(2)に関するものであり、特に貸付金及び重要な金融要素を含む債権について、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料に関する情報を過去に遡って収集し、実効金利法による償却原価を再計算することと考えられる。
28. この点に関連して、ステップ2において、改正金融商品実務指針案第57-10項では、「本実務指針第57-3項に関わらず、次の2つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準等に準じて会計処理することができる。」として、「(1)特定の役務に対応する手数料であることが明確である。」と「(2)設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。」という2つの要件を挙げている。
29. ここで、本資料第26項の実務上の困難さへの対応としては、適用初年度の期首において、実効金利法を遡及適用することが実務上不可能な場合には、前項に記載した改正金融商品実務指針案第57-10項(1)と(2)を満たしているとみなすことができるかとすることが考えられるかどうか。

#### (適用開始に関する開示)

30. IFRS第7号「金融商品：開示」(以下「IFRS第7号」という。)においては、IFRS第9号の適用開始に関する開示について、IFRS第7号第42I項から第42S項の開示要求事項が定められている。この開示要求は、分類及び測定に関する事項、IFRS第9号セクション5.5「減損」に関する事項など多岐にわたっている。また、本資料第9項に記載のとおり、IFRS第9号第7.2.15項を用いる場合、IFRS第7号の第42L項から第42O項に示す開示を提供することが要求されている。
31. 今回の金融商品会計基準等の改正は、IFRS第9号とは異なり、分類及び測定を全面的に見直すものではなく、予想信用損失を適用することを目的としたものである。このため、IFRS第9号の適用開始に関するIFRS第7号の開示要求のうち、予想信用損失に関連するものに絞って、改正金融商品会計基準等への取り込みを検討することが考えられる。
32. ここで、予想信用損失に関するIFRS第9号の適用開始に関連するIFRS第7号の開

示要求は次のとおりである。

項番	IFRS 第 7 号の定め
42P	IFRS第9号のセクション5.5の適用開始日において、企業は、IAS第39号に従った減損引当金及びIAS第37号に従った引当金の最終残高と、IFRS第9号に従って算定した期首の損失評価引当金との調整ができるような情報を開示することが要求される。金融資産については、この開示は関連する金融資産のIAS第39号及びIFRS第9号に従った測定区分ごとに提供しなければならない。測定区分の変更が同日現在の損失評価引当金に与えた影響を区分して示さなければならない。
42Q	IFRS第9号の適用開始日を含む報告期間において、企業は下記の分類及び測定の要求事項（IFRS第9号のセクション5.4及び5.5における金融資産の償却原価測定及び減損に関連した要求事項を含む）に従えば報告されたであろう表示項目の金額を開示することを要求されない。 (a) 過去の期間についてIFRS第9号 (b) 当期についてIAS 第39号

33. IFRS 第 7 号第 42P 項は、IFRS 第 9 号の減損の定め適用開始日において、従前の会計基準に従った減損引当金または引当金の最終残高と IFRS 第 9 号に従って算定した期首の損失評価引当金との調整に関する開示要求である。IFRS 第 9 号の適用に際しては、金融資産の測定区分の変更が行われたことから、IFRS 第 9 号適用の前後の測定区分ごとに開示を行うことが定められていると考えられる。
34. IASB は、この開示を含む経過的な開示要求により、財務諸表利用者が IFRS 第 9 号への移行の影響を評価できるようになると考えていると説明している。ここで、日本基準において同様の開示を行うことは、財務諸表利用者に改正金融商品会計基準等への移行の影響を評価するための情報を提供すると考えられる。
35. このため、本資料第 32 項に記載した IFRS 第 7 号の定めを日本基準における用語に置き換えた上で、同様の経過的な開示要求を予想信用損失適用指針において設けることが考えられる。ただし、改正金融商品会計基準等においては、分類及び測定の見直しは限定的であり、金融資産の測定区分の変更の影響も限定的と考えられることから、灰色ハイライト部分を金融商品の種類別に開示するとしうえで取り入れることが考えられるがどうか。また、青色ハイライト部分については解説的な内容であることから、予想信用損失適用指針には取り入れないことが考えられるがどうか。

## ステップ4に関する経過措置の検討

36. ステップ4については、IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指すことを目的とし、実務負担に配慮する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出して開発を進めた。この結果、ステップ4では簡素化された予想信用損失の算定方法などを設けており、ステップ2に比べると、実務負担への配慮が一定程度対応されていると考えられる。
37. このため、ステップ4に関する経過措置を検討するにあたっては、ステップ2に関する経過措置と改正金融商品会計基準等に設けるオプションに加えて、追加的な経過措置が必要かどうか検討することが考えられる。

### (遡及適用に関する検討)

38. 本資料第14項では、ステップ2に関して、本資料第11項の案2を提案している。金融資産の減損について事後的判断を使用しないことが困難である点については、ステップ4も同じと考えられることから、ステップ2とステップ4で異なる取扱いを設ける必要はないと考えられる。このため、ステップ4についても本資料第11項の案2を採用することが考えられる。

### (適用開始日における予想信用損失の算定に関する経過措置)

39. 予想信用損失適用指針において、次の項目については簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することができると定めている（予想信用損失適用指針第55項）。
- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定（予想信用損失適用指針第56項から第62項）
  - (2) 債権等の予想存続期間（予想信用損失適用指針第63項）
  - (3) 将来予測シナリオ（予想信用損失適用指針第64項）
  - (4) 貨幣の時間価値（予想信用損失適用指針第65項）
40. 前項(1)について、ステップ2では、期末日において債権等の発生認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定することが求められるが、ステップ4の簡素化された予想信用損失の算定方法を用いた場合、正常先については反証する場合であっても前期の債務者区分を用いることができるため、過去に遡る実務負担は軽減されていると考えられる。
41. また、本資料第39項(4)の貨幣の時間価値については、本資料第27項に記載したとおり、ステップ2では金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料に関する情報を過去に遡って収集し実効金利を算定する必要があるが、ステップ4では約定

金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行うことができるとしていることから、実務負担は軽減されていると考えられる。

42. このほか、これまでの審議において、貸出コミットメント等に対する予想信用損失の適用について、デフォルトの実績が少ないため自らのデータを用いて引当率を推計することが難しいとの意見が聞かれたものの、この意見に対しては、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定に関する補足文書を公表することによって対応を行う予定である。
43. 以上を踏まえると、会計基準等の改正による実務上の困難は既に一定程度対応されていると考えられる。このため、ステップ4に固有の経過措置を追加しないことが考えられる。

#### **(分類及び測定に関する経過措置)**

44. 分類及び測定の定めについては、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえ、実効金利による償却原価に関する簡素化された定めを金融商品実務指針において設けることとしている。
45. 前項の簡素化された定めを適用した場合、会計基準等の改正による実務上の困難は既に一定程度対応されていると考えられる。このため、ステップ4に固有の経過措置を追加しないことが考えられる。

#### **(適用開始に関する開示)**

46. 改正金融商品会計基準等の適用開始に関する開示について、ステップ2と同様の開示を行うことは財務諸表利用者に改正金融商品会計基準等の適用開始の影響を評価するための情報を提供するものと考えられる。また、ステップ4に関する会計方針等の適用状況については、予想信用損失適用指針で既に求められていると考えられる。したがって、ステップ4に固有の追加的な定めは設けず、ステップ2の定めを適用することが考えられる。

#### **(小括)**

47. 以上の分析を踏まえ、ステップ4に固有の経過措置を追加しないことが考えられる。

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料第4項から前項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

## 別紙：IFRS 第9号の関連する定め

IFRS 第9号
<p>5.5.10 企業は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる（B5.5.22項からB5.5.24項参照）。</p>
<p>B5.5.22 金融商品に係る信用リスクは、次の場合には、5.5.10項の目的上、低いとみなされる。それは、当該金融商品の債務不履行のリスクが低く、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有していて、長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない場合である。金融商品が、単に担保の価値だけを理由に損失のリスクが低いと考えられていて、その担保がなければ信用リスクが低いとは考えられないであろう場合には、信用リスクが低いとはみなされない。また、単に債務不履行のリスクが企業の他の金融商品よりも低いか又は企業が営業している法域の信用リスクとの比較で低いというだけの理由では、金融商品は信用リスクが低いとはみなされない。</p>
<p>B5.5.23 ある金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するために、企業は、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的で、評価の対象とする金融商品のリスクと種類を考慮する内部信用格付け又は他の方法論を使用することができる。</p> <p>「投資適格」という外部格付けは、信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の一例である。しかし、金融商品は、信用リスクが低いとみなされる条件として、外部で格付けされていることは必要とされない。しかし、当該金融商品のすべての条件を考慮に入れて、市場参加者の観点から信用リスクが低いと考えられるものであるべきである。</p>
<p>B5.5.24 ある金融商品について、過去の報告期間において信用リスクが低いと考えられたが、報告日現在では信用リスクが低いとは考えられないという理由だけでは、全期間の予想信用損失は認識されない。そのような場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうか（及びそれゆえに全期間の予想信用損失を5.5.3項に従って認識することが要求されるのかどうか）を判断しなければならない。</p>